

社会福祉法人宿毛市社会福祉協議会役員等報酬規程

第1条この規程は、定款第10条、第23条の規定により、役員に対する報酬及び実費弁償費の支給について定めるものとする。

第2条 会長の報酬は、月額5万円とする。

第3条 理事、監事が会議等に出席する場合の実費弁償費は、1日あたり4,000円をその都度支給する。ただし、公務員（特別職を含む）である場合はこれを支給しない。

また、交通費については、1キロメートルあたり37円を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）を別途支給する。

第4条 評議員が会議等に出席する場合の実費弁償費は、1日あたり4,000円をその都度支給する。ただし、公務員（特別職を含む）である場合はこれを支給しない。

また、交通費については、1キロメートルあたり37円を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）を別途支給する。

第5条 評議員選任・解任委員が会議等に出席する場合の実費弁償費は、1日当たり4,000円をその都度支給する。ただし、公務員（特別職を含む）である場合はこれを支給しない。

また、交通費については、1キロメートルあたり37円を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）を別途支給する。

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

第7条本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は平成29年3月28日から施行する。

附則 この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。